

★ お 知 ら せ

○ 権利異動等の届出について

相続や売買などにより、所有権を移転された方は、所定の「所有権移転届出書」と「全部事項証明書」を、ご提出頂きますようお願いいたします。

○ 転居等によりご住所を変更された方へ

転居等によりご住所を変更された方は、「住所等変更届出書」と新しい住所を記載したもの（住民票の写しなど）を、ご提出いただきますようお願いいたします。

○ 工事区域への立ち入りについて

地区内では、現在工事を施工中であり、大変危険ですので、工事区域内には立ち入らないようお願いいたします。

日進折戸鎌ヶ寿土地区画整理組合

組 合 だ よ り

第 2 号 令和6年5月発行

発行者 日進折戸鎌ヶ寿土地区画整理組合

ご あ い さ つ

理 事 長 村 瀬 正 光

初夏の候、組合員の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、日進折戸鎌ヶ寿土地区画整理事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合は、令和6年5月16日に、仮換地の指定を行うことができました。また、工事においては、昨年度に発注した令和5年度基盤整備工事を施工中であり、現在は調整池の設置工事を進めております。今後も工事が早期完了できるよう、組合と工事業者と連携して進めていきます。

今後も、土地区画整理事業が予定の期間内に完了できるよう努めてまいりますので、組合員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

★ 総会の開催状況について

組合だより第1号で報告以降に、3回の総会を開催し、すべての議案について原案のとおり可決されました。

第5回総会（令和5年12月14日）

議案：第1号議案 整理前後の路線価について

第2号議案 令和5年度収入支出補正予算について

第6回総会（令和6年3月13日）

議案：第1号議案 繰越明許費について

第2号議案 令和6年度収入支出予算について

第7号総会（令和6年5月15日）

議案：第1号議案 仮換地の指定について

第2号議案 保留地予定地の位置の決定について

第3号議案 換地設計及び仮換地指定の軽微な変更について

第4号議案 評価員の変更について

（組合事務所）

〒470-0122 日進市蟹甲町池下213-1

あいち尾東農業協同組合 中部資産管理センター内

担当： 村田

TEL0561-75-0720 FAX 0561-74-1662

*都合により担当が不在になることがありますので、ご来所の際には、事前にお電話いただきますようお願いいたします。

★ 仮換地の指定について

令和 6 年 5 月 15 日の総会での議決を経て、5 月 16 日に地区全域の仮換地の指定を行いました。工事が完了し、土地の境界杭の設置が完了するまでの間は、仮換地の使用ができませんので、ご承知おきください。

今後、組合員の皆様の事情により分合筆など仮換地の変更の必要が生じた場合は、組合事務所までご相談ください。

また、組合員の皆様による土地の権利等に係る手続きの際に仮換地証明書や敷地地番該当証明書等が必要となる場合があります。その場合は、各種証明を組合事務所にて発行しますので、お申し出ください。

証明を必要とされる方は、認印をご持参いただきますようお願いいたします。なお、組合員ご本人様以外がお申し出される場合は、委任状をご持参くださいますようお願いいたします。

各手続きには、費用が必要なものもございますので、下表を参考に組合事務所までお申し出ください。ご来所の際には、必ず事前にお電話いただきますようお願いいたします。

〔各種手数料等の一覧表〕

内 容		申 請 者	手 続 き	負 担 費 用	摘 要
諸 証 明	仮換地証明書 保留地証明書 敷地地番該当証明書 その他の証明書	本 人 (代理人の場合は委任状)	組合にある所定の用紙	無料	* 証明発行を希望される場合は、事前に組合事務所までご連絡ください。 * 内容確認のために、即日にお渡しできない場合もございますので、ご承知おきください。
仮 換 地 変 更	分 筆 交 換 (合意によるもの)	本 人 本 人 関係者全員	書 面 申 請 (様式あり)	1件につき 30,000円	費用の負担は、原則として原因者負担とする。 ただし、次の事項については本人負担を免除し、組合が負担することができる。 ① 組合の都合で仮換地等を変更・分割するもの。 ② その他、役員会で特に認めたもの。
	変更に伴う書類の作成のみで換地計算や画地計算の伴わないもの	本 人	書 面 申 請 (様式あり)	1件につき 10,000円	
仮換地分割調整計算		仮換地分筆時の申請による (本 人)	仮換地変更手続きにより受諾	2分割 20,000円 以降1分割増毎に 10,000円	
仮換地変更杭測設		仮換地分筆時の申請による (本 人)	仮換地変更手続きにより受諾	1画地2本当たり 50,000円 同一画地で1本増毎 20,000円	本人の都合で、既設の杭を復元する場合も同様の金額とする。 ※コンクリート杭
従前地分割調整計算 (土地家屋調査士業務)		仮換地分筆時の申請による (本 人)	従前地分割調整計算が必要か否か、申請により判断。必要な場合は、組合より分筆面積を指示。	調査士報酬基準による(本人交渉)	
事業計画概要書		本 人		無料	

★事業の工程について

令和 5 年度基盤整備工事は、10 月 31 日の完了を目指して施工中です。工事完了後においては、境界杭の設置、事業計画の変更、換地計画の作成、換地処分、区画整理登記の実施と事業を進めてまいります。また、工事完了後は、保留地の処分を行います。

事業行程は、次のとおり予定しております。なお、諸般の事情により変更となる場合がございますので、ご承知おき下さい。

■ 事業行程表

項 目	令和 6 年度				令和 7 年度			
	4	7	10	R7.1	4	7	10	R8.1
仮換地指定	◎							
工事施工	令和5年度基盤整備工事 水道・ガス・下水道管設置							
出来形確認測量			●→					
使用収益の開始				◎				
保留地販売				●→				
事業計画変更				●→				
公共施設管理引継ぎ				●→			◎	
換地計画					●→		換地処分 ◎	
区画整理登記 保留地所有権移転登記							●→	
解散認可申請								●→◎

清算事務